

令和6年3月22日

貯水槽清掃点検業務受注者の皆様へ

高知市総務部契約課

貯水槽清掃点検業務委託契約の予定価格積算に係る共通積算基準等の適用
及び最低制限価格設定方法の変更について（通知）

日頃は、本市行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、「高知市入札・契約制度基本方針推進計画」に基づき、業務委託における予定価格及び最低制限価格の適正な設定に取り組んでいます。

この取組の一つとして、令和6年度から、契約方法（入札又は随意契約（競争見積））に関わらず、本市が発注する貯水槽清掃点検業務委託契約については、予定価格積算における共通積算基準及び共通仕様書等を適用することとしましたのでお知らせします。

また、このことに伴い、「高知市業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱」を下記のとおり一部改正することとし、令和6年4月1日以降に指名通知を行う貯水槽清掃点検業務委託に係る入札案件から、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 予定価格共通積算基準

貯水槽（受水槽、高架水槽）の容量ごとに本市が定める歩掛りを合計した総歩掛り数に人件費単価を乗じて算出した金額に、諸経費として、「直接物品費」、「業務管理費」、「一般管理費」、「別途積算費用（水質検査費）」を加算した金額を予定価格とします。また、複数施設の貯水槽の清掃点検業務を合わせて1案件とする場合、それぞれ算出した金額の合計を当該案件における予定価格とします。

なお、詳細につきましては別紙『予定価格及び最低制限価格積算要領』をご確認ください。

2 共通仕様書及び共通業務完了報告書について

令和6年度発注分から、本市が発注する貯水槽清掃点検業務委託契約については、共通仕様書及び共通業務完了報告書によることとします。

3 最低制限価格の設定方法

- (1) 貯水槽清掃点検業務委託契約の入札における最低制限価格について、従前は『予定価格の制限の範囲内で有効な入札価格のうち、入札価格の低いものの上位5者の入札価格を平均して得た価格に100分の80を乗じて得た価格』を最低制限価格としていましたが、令和6年度から、最低制限価格は、最低制限価格積算に適用する人件費単価を用いて1の共通積算基準により算出します。
- (2) 複数施設を合わせて1案件とする場合、それぞれ算出した最低制限価格を合算した金額を、当該入札案件における最低制限価格とします。
- (3) 算出した最低制限価格が予定価格の100分の65に満たない場合は、予定価格に100分の65を乗じて得た額の1円未満の額を切り上げた額を最低制限価格とし、予定価格の100分の85を超える場合は、予定価格に100分の85を乗じて得た額の1円未満の額を切り捨てた額を最低制限価格とします。

4 最低制限価格の公表

落札業者決定時に、落札者及び落札価格は公表しますが最低制限価格は公表しません。契約締結後、予定価格及び最低制限価格を入札経過表に記載し、閲覧に付す方法により公表します。

高知市総務部契約課 物件・業務委託担当
TEL088-823-9414/FAX088-823-9496
E-mail kc-050500@city.kochi.lg.jp